

令和5年7月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年7月10日 月曜日 午後3時04分から午後4時05分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (29人)

会長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志	
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子	
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋	
	4番	山下 一郎	11番	岡田 浩司	
	5番	尾古 礼隆	12番	奥田 国雄	
	6番	藤本 康央	13番	日野 浩一	
	7番	小谷 恵	14番	江原 宏昭	

推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実	
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸	
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔	
	7番	荒松 将志	14番	川上 英章	
	8番	金本 常由	15番	小原 進	

4 欠員番号 (推進委員6番)

5 議事録署名委員の決定 (13番 日野 浩一、14番 江原 宏昭)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 大山町農業振興地域整備計画の変更 (一部除外) について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

7 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) 新農業委員の決定及び農地利利用最適化推進員の候補者について

(3) その他

8 その他

(1) 定例会の日程について

(2) 「農業委員会初総会」「農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議」について

(3) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長 諸遊剛史

主 幹 坂田真寛

主 任 西川 援

事務補助員 山根江利子

10 会議の概要

事務局

それでは只今から、7月の定例農業委員会を始めさせていただきます。始めに、議長のご挨拶をよろしく申し上げます。

議長

今日はどうも、ご苦労さんでございます。

所によってはですね、非常に九州のほうでは盛んに大雨になってですね、被害が出ておるといことで、農産物も非常に出てるんじゃないかと思って懸念をしております。鳥取県については、島根のほうで出とったわけですが、本当に鳥取県はほどほどの雨で収まって良かったなと思っております。

いろいろと今、1時半からですね、営農会議ということで、農協の会議して戻ったわけですが、非常にいろいろと農協自体も難しくなっておるといようなことでございますし、Aコープ問題も8月頃までに結論を出すといような話もあったわけですが、非常にいろいろと農業関係も、それ以外にも混迷という部分もございますが、それなりにですね、難しくなっているのが、実際、みんな物価も高くなっちゃって、本当にどうなのかなあといことでございますが、農産物に対してそれだけのメリット率がいろいろあるのかってことも非常に考えるところもあります。そういう中でですね、農業委員会も、最後の定例会ということでございますが、19日までは任期がございますので、それまでは、きちんと活動をしていただきますようお願いをしたいと思います。

この前の7月の会長会、西部の会長会の臨時総会がございましてですね、今、西部の会長さんが米子市でしたが辞めるといことで、実際、運営をするのは3月までには運営するもんですから、半年間、活動というものがストップしたらいけないんで、新たに補充をするといことで、米子市に代わってですね、境の会長の足立さんが引き継いでやるといようなことになりましたが、非常に切替えと同時に、実際の運営等がちぐはぐな形になりそうなので、臨時総会で新たに会長さんを決めないけんといことでございました。順番としては次は、〇〇町がやるかといことで内定はしておりますが、それを繰り上げるわけにはならず、どんどんそれなりの流れを進んでいくとい形でございますので、非常に西部の会長会のほうも、それなりに流れながらやっていくといことで、一つの流れがだんだんだんだんだですね、農業委員会の仕事も増えてくるし、実際ですね、5月と、また12月にも全国大会があつてですね、全国の会合がありますので出かけていけないけん。事務局のほうもですね、その担当になったところには、予算を計上してやっていけないけんといことで、非常に目まぐるしく世の中が動くわけでした、その中での活動をいかにしてやっていくか、いろいろとありますが、本当にこれからはですね、タブレットの使用といものも非常に大事になってきてですね、これからはタブレットを使った会員さん、農業委員と推進委員が全てタブレット持ってですね、やっていけないけんとい、どんどん進化していくような形での活動にどんどんなっていくわけでした、今後ともいろんな面でですね、皆さん、7月の19日までですけども、次にな

られた方、また辞めてもですね、次の人と一緒になってですね、協力してやってほしいなと思っておりますが、本当にいろんな面がございますので、皆さん、今後ともよろしくお願ひしたいと、始めの挨拶に代えさせていただきたいと思ひます。

議長 それでは始めにですね、議事録署名人の方は、13番委員さん、それから14番委員さん、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、会務報告を事務局、よろしくお願ひいたします。

事務局 【会務報告】

- (6月 9日) ・定例農業委員会について。
- (6月14日) ・農業者年金業務担当者研修会について。
- (6月21日) ・大山町人・農地担当チーム会議について。
- (6月22日) ・鳥取県農業会議通常総会について。
- (6月26日) ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (7月 3日) ・大山山麓広域営農団地事業推進協議会定例会について。
- (7月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数なし。
 - ・鳥取県農業委員会女性協議会役員会について。
- (7月 7日) ・西部地区農業委員会会長協議会臨時総会について。

議長 事務局のほうから報告がございました。
これについて、何か質問があれば。
ないようですので、議案のほうに入らせていただきます。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願ひいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

譲渡人、譲受人等は議案に記載のとおりでございますので、以下、大字・地目・面積・譲渡事由のみを説明させていただきます。

番号17、〇〇、畑1筆、2,635㎡。売買で売買価格は1反当たり※円です。番号18、〇〇〇、田1筆、876㎡。こちらも売買で、売買価格は全体で※円です。番号19番、〇〇、畑1筆、304㎡。こちらも売買で、売買価格は全体で※円です。番号20、〇〇、田2筆、合計1,274㎡。こちらは贈与になります。

いずれも農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると考えております。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、17番、18番を現地確認の農委12番委員さん、よろしくお願

いたします。

農委12番委員 12番です。午前中、推委9番委員、推委14番委員、私と事務局とで現地確認をしてきました。

17番の畑ですけども、大型農道〇〇の交差点を東に向かったところにある芝畑でして、きれいに芝が生産されて、何も問題ないことを確認してきました。

18番の〇〇〇の田ですけども、〇〇〇集落東側のバイパスを真っすぐ上がって、突き当たりの右側になりますが、小さい田んぼですが、野菜を植えてあり草もきれいに管理して、何ら問題がないことを確認してまいりました。よろしくお願いたします。

議長 19番、20番、現地確認の推委14番委員さん、よろしくお願いたします。

推委14番委員 はい、14番です。午前中、現地確認をやってまいりました。最後だということで、完全確認出来ましたので。

19番ですが、畑でありまして、草が生えていましたが管理がきれいにされておりました。それと20番ですが、20番は原野でありましたが、管理はきれいにしてありました。審議のほうをお願いたします。

議長 どうも、ありがとうございます。

一括して、何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。事務局、ご説明をお願いたします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第7条の規定により審議を求めます。

番号8番、申請内容については2ページ記載のとおりです。

今回の申請は、既に転用をされてしまったものに対して後追いで転用許可を求める、追認の案件になります。

分かった発端としては、この農地で太陽光への転用相談を受けた際の現地確認でした。コンクリート舗装2か所と養殖池の一部が農地に入っており、必要な手続きがなされていませんでした。

地権者、申請者へは「事前の申請」「必要最小限の面積」「原状回復」等、農地法の説明を行い理解を得て、また別途、地元の農業委員さんにも現地を確認していただきながら、進めてきました。

位置図は3ページ、土地利用計画図は4ページをご覧ください。

4ページ右側の航空写真の方で、墓地側のコンクリート舗装、白い部分ですけれども、申請者が「高齢の母親を車に乗せ、墓の近くまで直接行けるようになる」と考え、令和元年頃にコンクリ舗装が墓地へ延びていき、それが農地の

一部にかかってしまっていたというものです。

必要性としては、その目的達成のためにはここでないといけないということが理解出来るものであり、分筆前提の測量のうえ、航空写真の中の「原状回復済」という文字の右側の矢印になりますが、墓地への進入路としては過大なコンクリ舗装部分は撤去されているという状況です。

不整形な農地である〇〇△△△-△と、それに隣接する地目が原野ですけども、〇〇△△△-△にまたがってコンクリ舗装の進入路となっている状態ですが、4ページ左側の手書きの図面の通り、19.69㎡が今回の追認申請の土地になります。

また、4ページ航空写真内左側の白く写っているコンクリ舗装、「原状回復済」の文字の左側の矢印になりますけれども、以前は近所の方が駐車することもあったようですが現在は利用されていないとのことでした。そういった現状から、許可基準に照らして必要性の理解は得られにくいものでしたので、こちらはコンクリが撤去され、原状回復済となっています。

なお、航空写真で「非農地申請地」となっている、養殖池が農地に入りこんでいる部分については、非農地証明願ということで、この後の議案第4号で説明いたします。

墓地への進入路に話を戻しまして、雨水の対策としては、農地との境のコンクリート舗装上に細長い土のうを重ねて設置されていまして、写真のほうでは点線の部分になりますけども、雨水が農地へ流れ込まないように措置を講じています。

農地区分としては第2種農地であり、目的達成のための代替地が無い場合に認められます。

墓地までのコンクリ舗装を延ばしたのは令和元年頃とのことですが、必要最小限のコンクリ舗装を残して原状回復されている今の状況で、その当時、事前に転用申請がなされていれば許可になったものと思われれます。

また、これまで同様に集落の皆様にも墓へのお参りの際には利用してもらいたいと話しておられますし、「今後はこのような事が無いよう気を付けていきたい」旨の始末書のほうも転用申請の書類に添付されています。

説明は以上です。

議長

ご説明ございました。

それでは現地確認の推委9番委員さん、よろしく願いいたします。

推委9番委員

はい、9番です。

午前中、行ってまいりましたが、ここも9号線側からは藪が進入してきたりとか、それからいろいろ舗装されてコンクリも打ってなんかやして、農地としては使えんような状態でも、一応コンクリを剥ぐって農地として使えるように原状回復に努力されていたと思います。昔のことですし、なかなかこの頃は分からなかったかなと思って見てまいりました。ご審議お願いします。

議長

どうも、ありがとうございました。

これについて、何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第3号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

位置図7ページのとおり、今回は3か所、計11筆ありますが、他の議案のように照会番号の付番はありませんので、農振除外の申請毎に説明をいたします。

まずは8ページの「〇〇」からです。近隣では住宅が建ち始めているエリアになります。これは、町が進めている町営住宅の建設で、10ページから12ページに配置図等を載せています。

土地の選定条件としては4つありまして、「1つ目が公共施設等の近くで、JR〇〇〇〇から山陰道〇〇インターの間にあること。2つ目が、合計36戸程度となる集合住宅2棟及び駐車場、また地域住民も利用する公園を整備出来る広さがあること。3つ目としては、既存集落から離れていないこと。4つ目として、周辺農地への影響が小さいこと。」ということ念頭に、この度の申し出の土地以外にも複数の土地で用地交渉、地元関係者への説明を重ねてきました。

また、農地以外の宅地や雑種地も検討しましたが、既にそれぞれの所有者において有効に活用されており、取得が出来なかったということです。

広い面積を必要とすることから、西部農林局と県庁経営支援課からも候補地の現地確認及び意見を聞きながら土地選定を続け、最終的に本申出地、6筆で合計が6,809㎡の農振除外申請に至りました。

次の申出地に移ります。

2つ目の農振除外申出地ですが、8ページ右側をご覧ください。9号線から〇〇〇〇インターへ向かう県道の途中になります。事業目的は、認可車庫及び従業員駐車場用地です。

場所は、資料13ページをご覧ください。

申出者は運送業を営んでおられ、現在、□□□□□店の東側の土地と、13ページの航空写真の中では、〇〇△△△-△、△△△、△△△-△、△△△-△の4筆をトラックの認可車庫および従業員駐車場として利用されています。

今後の事業計画としての認可車庫は、資料13ページの航空写真でいうと、太枠内の7筆になります。この度の認可車庫拡幅にあたっての農振除外申出地は、太枠の中の更に太枠で、上から順に〇〇△△△-△、〇〇△△△、〇〇△△△、〇〇△△△-△の4筆となります。

実は、農振除外の申出地の1筆である「〇〇△△△」は、現状は農地ではな

く、既に認可車庫として整備されています。9月か10月頃に予定されている転用申請は、議案2号で説明したものと同一、後追いで許可を求める追認申請となります。

農振除外申出に至った経緯ですが、「物流の2024年問題」、つまり「労働時間が短くなることで輸送能力が不足するのではないか」という全国的な問題ですけれども、社内で検討された結果、中京地区より東側の輸送では来年2024年4月から新たに適用される国の基準を超えることが分かったということです。

その解決策として、車両5台の増車と従業員6名の増員、そして認可車庫の拡幅も必要となるため、現在賃貸契約中の□□□□□□店横の認可車庫の拡幅も検討されましたが、隣接の土地の購入が出来ませんでした。

そのため、賃貸契約中である□□□□□□店の東側の認可車庫は解約し、資料13ページの太枠内の7筆へ全てのトラックと従業員の車を移転し、認可車庫と従業員駐車場としてまとめていきたいという計画になりました。

そして農地転用に先立ち、まずは農振除外の申し出をされたというものです。

なお、既に整備されている農地である○○△△△については、「樹木が茂っており周りの水田の日照や通風等に支障が出て困っているので整備して利用して欲しいとの相談を地権者から受け、農地法をよく分からないまま、認可車庫として整備してしまった。今後はこのようなことがないように農地法を守っていききたい」旨の顛末書が添付されています。

続いて、3つ目の農振除外申出地ですが、9ページをご覧ください。○○の集落の中央辺りになります。事業目的は、宅地になります。

15ページに分筆の予定図を載せておりますし、16、17、18ページに配置図等を載せています。

この度の農振除外の申出人は、障がいをお持ちの配偶者が自宅で生活する上で必要なバリアフリー住宅へのリフォームを考えておりましたが、昭和11年築の家屋のため大規模な改修工事が必要となることが分かりました。

また、現在の居住地は土砂災害特別警戒区域（急傾斜）であり、新築住宅には法的な制限を受けるため、新たな土地を検討されることになりました。

土地の選定条件として、「自己所有農地からほど近いこと」、「配偶者の身体的状況に伴う福祉サービス利用にあたり、福祉車両の駐車スペースが確保できること等」をベースに土地を探す中で、申出地の所有者が休耕することもあり、本申出地を選定するに至りました。

なお、申し出のあった3件の説明は以上ですが、農地転用の申請は農振除外申請手続きが順調に進んでいった場合、9月か10月になる見込みです。

説明は以上です。

今、ご説明ございました。

現地確認の○○の分については、推委14番委員さんからご説明をお願いいたします。

議長

推委14番委員 はい。行ってみました。現在、稲が植わっていて、畦等はきれいに管理がされていまして。審議をお願いいたします。

議長 ○○の分については、農委12番委員さん、よろしくお願いいたします。

農委12番委員 ○○の件ですけれども、現に駐車場になっている部分がありますが、それ以外のところの農振除外ですが、周りの農地には全く影響がない場所となっておりますし、雨水対策も、今の駐車場も含めて自然浸透で何ら周りに影響がないので、問題ないかなと思っております。

議長 ○○の分については、推委9番委員さん、よろしくお願いいたします。

推委9番委員 はい。ここも部落の真ん中のほうですし、公民館も側にありますし、何ら問題はないと思います。面積も500に抑えてありますし問題ないと思えました。以上です。

議長 現地確認、ありがとうございました。

それでは一括してですね、分けなくて、3つについてご質問があればお願いいたします。

(農委10番委員、挙手)

はい、農委10番委員さん。

農委10番委員 10番です。ちょっと2点。

8ページの図面が非常に見難くて、数字も分からない状態で、もうちょっと鮮明な地図が欲しいなという感じがしました。

それから、ちょっとこれ分からない文言なんですけど、16ページに、▽▽▽株式会社の上に、特記事項で、「目隠しの請求権が隣地の方に認められます」と。目隠しの請求権って、どういうことでしょうか。

議長 事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 まず8ページの地図については、確かにちょっとぼやけておりますので、今後、資料として掲載する際には、ちょっとぼやけないように気を付けていきたいと思っておりますけれども、状況としては、申出地の西側のほうですね、今住宅が何件も建ち始めている状態になりますし、申出地の北側のほうは、北側とか北東のほうは、農地の状態にはなっております。

議長 農委10番さん、今の説明で分かりましたかいな。

農委10番委員 もうちょっと分かりやすい地図でお願いしたいと思っておりますし、その16ページの「目隠しの請求権」ってあるけど、目隠しせないけんやな土地があるってことですかね。下のほうの特記事項のところに、16、17、18ページの特記事項のところに、「目隠しの請求権」何のことかなと思って。

事務局 はい。16ページ、17ページの、▽▽▽株式会社の文字の上の特記事項の部分についてですけれども、民法では、「敷地の境界線から1メートル未満の距離に、他人の宅地を見通すことのできる窓または縁側を設置するものに、目隠しの設置を義務付けている」というものようです。

農委10番委員 目隠しって、塀のことですか。

事務局 はい。恐らく、そうだと思います。

農委10番委員 1メートル以上開いとればいい。だから1メートル未満だったらっていうことですか。

事務局 1メートル未満の距離の目隠しの設置を義務付けているということですので、そういうことかと思います。

農委10番委員 はい、分かりました。

議長 理解したということで。これについて分かりましたか。

これまでは、こういう特記事項があんまり書いてなかったんで、今回初めて記載されとるだな。

農委1番君、知らんかいな。

農委1番委員 民法で、1m以内に設置する場合は、隣地の許可が要るわけですね。それで1m以内にする場合だったら、向こうの希望に応じて目隠しをしたりとか、例えば見通しができないように窓に格子を付けるとかいうことを、先に建てた隣の人が請求することができます。先に建てた人のプライバシーを守るための法令であって、多分、街中にはくっついとるようなところがありますんで、既存宅地についてはそのことについては問わないというようなことだと。ただ単に、これ慣例で、多分特記で書いとるだけで、該当するところは多分ないんじゃないかと思うんですけど。そういう意味合い。

議長 あんまり皆が知らん事が記載されとるけ。これまで無かった話なんで。

農委1番委員 言われる人は言われます。隣の人から見えるから、目隠ししてごせとか。通常、あんまり言わんけどな。民法の関係上、ただそれが請求できるという法令ですね。良いですか。

議長 そういうことだそうですので、進みたいと思います。

それでは、他に質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第4号、非農地証明願について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、非農地証明願について。下記証明願について議決を求めます。

番号1番になります。位置につきましては、21ページをご覧ください。

◇◇◇◇◇グラウンドの北東になります。

住宅の大部分は、地目が宅地の筆の中に存在しているのですが、今回の申請地であるL字型の農地筆の中に、宅地の一部がはみ出している状態になっています。宅地の売却相談があったようで、不動産仲介業者さんのほうから相談がありまして、ここに宅地がはみ出しているのです、その整理のため非農地証明願が出されました。

登記されている建築図面では昭和58年に住宅が建築され、きちんと宅地の筆内に収まっていますが、現在の航空写真で確認すると、住宅の北側と西側の

一部がし字型の農地へはみ出て建築されている状態となっています。

建築当時の様子を尋ねましたが、今回申請者の父親が建てた家であるため、図面通りの建築となっていない理由は分からず、建築当時から40年近く、現状のまま利用しているとのことでした。

途中、事務局でも複数回、また別の時には地元の農業委員さんにも現地を見ていただきましたが、増築されたような様子も見られませんでした。

続きまして、番号2番になります。位置図は同じく21ページの右側ですが、議案第2号の農地と同じ筆内になりますので、4ページに戻っていただきまして、そちらの航空写真で説明いたします。

これは、平成5年頃に行われた国道9号線の登坂車線整備の工事のため、元々あったエビの養殖池が現在の位置に移転されました。その際に養殖池の3分の2程度は地目が原野の筆の中にあるんですけども、残りが農地に入り込んでいたという状況です。

登坂車線拡幅は公共事業であり、移転にあたって国交省と何らかのやり取りはあったとは思われますが、エビの養殖は父親の代のことであるという経緯のほうは分からないとのことでした。

また、申請者は養殖池に水も張っておらず、囲いの中にゴミが入らないよう管理している程度ということでした。

測量のほうも実施されまして、この後に分筆登記をして、農地と農地以外の土地の整理をしたいということで、この度非農地証明願いが出されました。

説明については、以上です。

議長 今、事務局の説明がございました。

現地確認の推委9番委員さん、よろしく願いいたします。

推委9番委員 ここを見て回りましたが、まず申請地1番ですけども、昔、なんか家を建てられたときに、農地に間違っただけで家を建てられてしまって、そのまま40年も使っておられたということで、今さら農地に戻せというのは酷な話じゃないかと思えます。それから番号2ですけども、ここは、さっきも話がありましたように、養殖池として分厚いコンクリが設置してありまして、なかなかこれを撤去するっていうわけにはなりませんので、非農地願いが出たと思えます。もう40年も前の話ですし、これも仕方がないかなと思って見て帰りました。以上です。

議長 どうも、ありがとうございました。

これについて、1番、2番について、何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)
詳細については議案に記載のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 事務局からご説明ございました。
これについて、ご質問ある方。
質問がないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。
(全員挙手)
全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 今、ご説明ございました。
番号11番と番号12番については、後から審議しますので、除いて、何かご質問があれば。
ご質問ございませんでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。
(全員挙手)
全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 農委2番委員さん、番号11番について審議しますので(議事参与の制限のため)議会から出てやって下さい。

(農委2番委員、退室)

番号11番について、ご質問があれば。
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委2番委員、入室)

農委13番委員さん、議会から(議事参与の制限のため)出てやってください。

(農委13番委員、退室)

番号12番について、質問があればお願いいたします。
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委13番委員、入室)

議長 34ページの報告について、貸借権の解約について、これは見ておいてやってください。

それでは報告事項で、新農業委員会の決定及び農地最適化推進委員の候補者についての報告を行いますので、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 【その他】

・新農業委員会の決定及び農地最適化推進委員の候補者について。

議長 何か質問があれば。質問してどうのこうのってことじゃないですけど。
ないですな。

その他で何かございましたら。

ありませんかいな、その他で何か聞いときたいってことがあれば。

ないようですので、次に行きたいと思います。

議長 次の定例会でございますが、8月の10日、午後3時からここの改善センターで行いますということなんですが、これについて何か。

実際には、新たな人がする会議でございますが、決めとかんといろいろと段取りがつかみませんので。よろしいでしょうか。

それでは、初総会について、事務局、ご説明をよろしくお願いいたします。

事務局 【その他】

・農業委員会の初総会、農業委員・推進委員合同会議について。

議長 その他で、何かちょっと一括して、これまでの中です、ちょっと聞きたいとか、何か質問があれば。

ないようですので、以上を持ちまして、定例会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 日野 浩一

議事録署名委員 江原 宏昭

:備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また、一部要約等を行い掲載しています。